

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月22日

【四半期会計期間】 第127期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大道良夫

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(524)2141 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 下村哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 高田久幸

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行東京支店
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものがあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	46,516	44,998	46,601	90,711	88,815
連結経常利益	百万円	8,640	8,281	11,874	18,261	14,357
連結中間純利益	百万円	5,276	3,878	6,719	—————	—————
連結当期純利益	百万円	—————	—————	—————	8,228	5,544
連結中間包括利益	百万円	△2,752	△4,752	8,512	—————	—————
連結包括利益	百万円	—————	—————	—————	12,970	21,086
連結純資産額	百万円	253,424	242,493	275,254	248,047	267,535
連結総資産額	百万円	4,459,505	4,541,421	4,688,401	4,523,309	4,662,055
1株当たり純資産額	円	871.28	904.73	1,027.16	926.27	998.62
1株当たり中間純利益金額	円	19.99	14.69	25.46	—————	—————
1株当たり当期純利益金額	円	—————	—————	—————	31.17	21.00
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—————	—————	25.46	—————	—————
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—————	—————	—————	—————	—————
自己資本比率	%	5.15	5.25	5.78	5.40	5.65
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	47,781	81,830	△14,494	33,367	76,969
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△41,607	△61,841	108,040	△43,614	△44,354
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,097	△800	△803	△2,197	△1,599
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	59,311	60,945	165,548	41,764	72,798
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,675 〔1,152〕	2,619 〔1,184〕	2,601 〔1,212〕	2,602 〔1,156〕	2,530 〔1,187〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権 - (中間) 期末少数株主持分) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、[] 内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第125期中	第126期中	第127期中	第125期	第126期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	41,138	39,349	40,207	79,647	76,930
経常利益	百万円	7,505	7,513	10,899	15,849	12,569
中間純利益	百万円	4,736	3,544	6,306	—————	—————
当期純利益	百万円	—————	—————	—————	7,358	4,822
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	265,450	265,450	265,450	265,450	265,450
純資産額	百万円	226,530	234,660	266,110	240,695	259,012
総資産額	百万円	4,440,377	4,519,527	4,667,362	4,503,120	4,640,566
預金残高	百万円	3,931,148	4,013,335	4,101,890	3,994,497	4,094,961
貸出金残高	百万円	2,716,484	2,769,872	2,875,016	2,750,010	2,829,492
有価証券残高	百万円	1,412,249	1,474,243	1,389,449	1,430,092	1,485,577
1株当たり中間純利益金額	円	17.94	13.43	23.90	—————	—————
1株当たり当期純利益金額	円	—————	—————	—————	27.88	18.27
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—————	—————	23.89	—————	—————
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—————	—————	—————	—————	—————
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	5.10	5.19	5.70	5.34	5.58
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,392 〔975〕	2,351 〔996〕	2,354 〔1,015〕	2,324 〔979〕	2,280 〔999〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、円安の定着による輸出の持ち直し、設備投資の増加、個人消費の底堅い推移など、景気回復に向けた動きが見られました。しかしながら、中東情勢、原油の高騰など海外経済の先行き不透明感や日中関係の悪化、消費財の輸入価格の上昇など、本格的な景気回復に向けては依然として懸念材料が残る状況となりました。

金融面では、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても中小企業の資金繰りへの対応や、金融機関のコンサルティング機能を通じた事業再生、新規事業への取り組みが継続されました。また、政府の成長戦略を量的・質的ともにサポートする日本銀行の大胆な量的緩和政策が継続されるなど、政府ならびに金融機関等をあげて中小企業の経営環境の改善に向けた努力が続けられました。

このような経済・金融環境のもと、当行は本年10月に創立80周年を迎えました。また、今年度からスタートした「第5次長期経営計画」(名称:『For the Future with You』～お客さまと地域の持続可能な成長のために～)では、今後の10年を展望した基本ビジョンを『お客さま・地域とともに未来へ歩む銀行』とし、その第一ステージとして『お客さま満足度向上への意識改革・行動改革』をメインテーマといたしました。

具体的には、①「お客さまに合ったソリューションの提供」、②「地域経済への更なる貢献」、③「強靱な経営基盤の構築」に取り組み、収益力強化や経費削減、リスク管理を高度化し、「地域社会との共存共栄」の実現による当行の企業価値向上に努めてまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

預金等(譲渡性預金を含む)は、前連結会計年度末に比べ法人、個人預金共に増加したことにより12,514百万円増加して、当第2四半期連結会計期間末残高は4,197,053百万円(うち預金は4,099,012百万円)となりました。一方、貸出金は、事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出ともに増加し、45,271百万円増加して2,867,833百万円、有価証券は、債券の減少を主因として96,075百万円減少して1,390,422百万円となりました。また、総資産の当第2四半期連結会計期間末残高は4,688,401百万円で前連結会計年度末に比べて26,346百万円の増加、純資産額の同残高は275,254百万円で同7,719百万円の増加となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当第2四半期 連結会計期間末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金等	4,184,538	4,197,053	12,514
うち預金	4,090,014	4,099,012	8,998
貸出金	2,822,561	2,867,833	45,271
有価証券	1,486,497	1,390,422	△96,075
総資産	4,662,055	4,688,401	26,346
純資産	267,535	275,254	7,719

当第2四半期連結累計期間の損益については、次のとおりであります。

低金利の長期化により資金運用収益は前年同期比1,498百万円の減少となりました。しかしながら、その他業務収益が国債等債券売却益等の増加により同2,885百万円増加したため、経常収益は同1,602百万円増加の46,601百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用の減少(前年同期比191百万円減少)、ならびに営業経費の減少(同630百万円減少)に加え、株式等償却の減少を主因としたその他経常費用の減少(同2,006百万円減少)により、前年同期比1,990百万円減少の34,727百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比3,593百万円増益の11,874百万円、中間純利益は同2,840百万円増益の6,719百万円となりました。

	前第2四半期 連結累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期 連結累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
経常収益	44,998	46,601	1,602
うち資金運用収益	29,377	27,879	△1,498
うちその他業務収益	7,853	10,738	2,885
うちその他経常収益	1,556	1,590	34
経常費用	36,717	34,727	△1,990
うち資金調達費用	2,390	2,198	△191
うち営業経費	24,114	23,484	△630
うちその他経常費用	3,602	1,596	△2,006
経常利益	8,281	11,874	3,593
中間純利益	3,878	6,719	2,840

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ92,749百万円増加し、165,548百万円となりました。

増減額の前年同期比では、73,568百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の営業活動による資金は14,494百万円の減少で、前年同期比96,325百万円の減少となりました。この主な要因は、コールローン等の増加、ならびに貸出金の増加であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の投資活動によるキャッシュ・フローは108,040百万円の増加で前年同期比169,882百万円増加いたしました。この主な要因は、有価証券の取得による支出の減少であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の財務活動に使用した資金(資金の減少)は803百万円で前年同期比2百万円増加いたしました。この主な要因は、自己株式の取得による支出の増加であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題についての重要な変更、または、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	32,436	33,409	973
経費(除く臨時処理分)	22,430	22,209	△221
人件費	11,992	11,821	△170
物件費	8,993	8,908	△85
税金	1,444	1,479	35
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	10,005	11,200	1,194
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	10,005	11,200	1,194
一般貸倒引当金繰入額	△410	302	712
業務純益	10,416	10,898	482
うち債券関係損益	2,589	3,732	1,143
臨時損益	△2,902	0	2,903
株式等関係損益	△2,064	39	2,103
不良債権処理額	1,187	898	△288
貸出金償却	755	276	△478
個別貸倒引当金繰入額	431	603	171
その他の債権売却損等	—	19	19
償却債権取立益	564	349	△215
投資損失引当金戻入益	0	—	△0
偶発損失引当金戻入益	10	—	△10
その他臨時損益	△226	510	737
経常利益	7,513	10,899	3,385
特別損益	△307	△63	243
うち固定資産処分損益	△153	△57	96
うち減損損失	153	5	△147
税引前中間純利益	7,206	10,835	3,629
法人税、住民税及び事業税	2,248	4,296	2,048
法人税等調整額	1,413	232	△1,181
法人税等合計	3,661	4,529	867
中間純利益	3,544	6,306	2,762

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

- 4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
- 6 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.34	1.24	△0.10
(イ)貸出金利回	1.61	1.49	△0.12
(ロ)有価証券利回	0.97	0.93	△0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.15	1.10	△0.05
(イ)預金等利回	0.07	0.05	△0.02
(ロ)外部負債利回	1.33	1.30	△0.03
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.19	0.14	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8.39	8.50	0.11
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	8.39	8.50	0.11
業務純益ベース	8.74	8.27	△0.47
中間純利益ベース	2.97	4.79	1.82

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(期末残高)	4,013,335	4,101,890	88,554
預金(期中平均残高)	3,998,061	4,103,803	105,741
貸出金(期末残高)	2,769,872	2,875,016	105,143
貸出金(期中平均残高)	2,736,028	2,821,608	85,579

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	3,099,057	3,164,858	65,801
法人	911,507	933,117	21,609
計	4,010,564	4,097,975	87,410

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
住宅ローン残高	765,076	790,638	25,562
その他ローン残高	28,258	29,765	1,506
計	793,334	820,403	27,069

(注) 住宅ローン残高には、地方公共団体制度融資(住宅資金)・協定住宅融資等の住宅関連融資を含めて記載しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,937,070	1,958,936	21,865
総貸出金残高	②	百万円	2,765,280	2,866,680	101,399
中小企業等貸出金比率	①/②	%	70.04	68.33	△1.71
中小企業等貸出先件数	③	件	97,591	100,989	3,398
総貸出先件数	④	件	98,310	101,720	3,410
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.26	99.28	0.02

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	3	21	4	20
信用状	470	4,949	351	5,828
保証	2,299	19,745	2,037	17,641
計	2,772	24,717	2,392	23,490

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。なお、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	平成25年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	14.70
2. 連結Tier1比率(5/7)	9.87
3. 連結普通株式等Tier1比率(6/7)	9.87
4. 連結における総自己資本の額	2,981
5. 連結におけるTier1資本の額	2,001
6. 連結における普通株式等Tier1資本の額	2,001
7. リスク・アセットの額	20,271
8. 連結総所要自己資本額	1,621

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	平成25年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	14.46
2. 単体Tier1比率(5/7)	9.59
3. 単体普通株式等Tier1比率(6/7)	9.59
4. 単体における総自己資本の額	2,880
5. 単体におけるTier1資本の額	1,911
6. 単体における普通株式等Tier1資本の額	1,911
7. リスク・アセットの額	19,914
8. 単体総所要自己資本額	1,593

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,262	4,478
危険債権	53,607	52,980
要管理債権	18,171	26,004
正常債権	2,727,549	2,824,879

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	265,450,406	265,450,406	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	265,450,406	265,450,406	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月26日
新株予約権の数(個)	833(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,300(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり 1円
新株予約権の行使期間	平成25年8月21日～平成55年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格529円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)

1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	265,450	—	33,076	—	23,942

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,712	5.54
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイェフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	14,329	5.39
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	11,651	4.38
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	9,244	3.48
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町1番38号	7,192	2.70
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	6,199	2.33
ノーザン トラスト カンパニー エイブイェフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,864	2.20
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,600	2.10
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	4,756	1.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,368	1.64
計	—	83,918	31.61

(注) シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド及びシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成22年11月8日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから商号変更)が、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーに株式を全額譲渡し、平成22年11月1日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況は考慮しておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、 タイムアンドライフビル5階	19,851	7.48

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,585,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 261,165,000	261,165	—
単元未満株式	普通株式 2,700,406	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	265,450,406	—	—
総株主の議決権	—	261,165	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式944株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	1,585,000	—	1,585,000	0.59
計	—	1,585,000	—	1,585,000	0.59

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

なお、平成25年6月25日開催の定時株主総会において取締役就任いたしました、小八木 一男、西 基宏はそれぞれ審査部長、大阪支店長の委嘱を受けました。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	73,233	166,087
コールローン及び買入手形	158,022	147,803
買入金銭債権	9,659	8,771
商品有価証券	476	814
金銭の信託	7,780	8,998
有価証券	※1, ※7, ※13 1,486,497	※1, ※7, ※13 1,390,422
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,822,561	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,867,833
外国為替	※6 5,683	※6 7,206
その他資産	※7 49,980	※7 42,212
有形固定資産	※9, ※10 59,005	※9, ※10 58,481
無形固定資産	1,441	1,726
繰延税金資産	1,241	1,154
支払承諾見返	24,802	23,490
貸倒引当金	△38,331	△36,603
資産の部合計	4,662,055	4,688,401
負債の部		
預金	※7 4,090,014	※7 4,099,012
譲渡性預金	94,524	98,040
コールマネー及び売渡手形	14,303	20,234
債券貸借取引受入担保金	※7 10,135	※7 11,872
借入金	※7, ※11 80,424	※7, ※11 79,870
外国為替	114	76
社債	※12 20,000	※12 20,000
その他負債	29,519	29,488
退職給付引当金	15,179	15,249
役員退職慰労引当金	305	13
睡眠預金払戻損失引当金	794	779
利息返還損失引当金	91	86
偶発損失引当金	254	273
繰延税金負債	5,176	5,785
再評価に係る繰延税金負債	※9 8,854	※9 8,853
負ののれん	23	17
支払承諾	24,802	23,490
負債の部合計	4,394,520	4,413,146

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,969	23,969
利益剰余金	138,249	144,177
自己株式	△959	△969
株主資本合計	194,336	200,254
その他有価証券評価差額金	58,488	59,704
繰延ヘッジ損益	△171	208
土地再評価差額金	※9 10,864	※9 10,864
その他の包括利益累計額合計	69,182	70,777
新株予約権	—	10
少数株主持分	4,016	4,212
純資産の部合計	267,535	275,254
負債及び純資産の部合計	4,662,055	4,688,401

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	44,998	46,601
資金運用収益	29,377	27,879
(うち貸出金利息)	22,125	21,102
(うち有価証券利息配当金)	6,999	6,557
役務取引等収益	6,211	6,393
その他業務収益	7,853	10,738
その他経常収益	※1 1,556	※1 1,590
経常費用	36,717	34,727
資金調達費用	2,390	2,198
(うち預金利息)	1,592	1,283
役務取引等費用	1,919	2,017
その他業務費用	4,690	5,430
営業経費	24,114	23,484
その他経常費用	※2 3,602	※2 1,596
経常利益	8,281	11,874
特別利益	3	12
固定資産処分益	3	12
特別損失	314	75
固定資産処分損	160	69
減損損失	※3 153	※3 5
税金等調整前中間純利益	7,970	11,810
法人税、住民税及び事業税	2,561	4,624
法人税等調整額	1,384	295
法人税等合計	3,945	4,920
少数株主損益調整前中間純利益	4,025	6,890
少数株主利益	146	170
中間純利益	3,878	6,719

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,025	6,890
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,778	1,242
繰延ヘッジ損益	0	379
その他の包括利益合計	△8,778	1,622
中間包括利益	△4,752	8,512
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△4,901	8,314
少数株主に係る中間包括利益	148	197

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	33,076	33,076
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	33,076	33,076
資本剰余金		
当期首残高	23,969	23,969
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	23,969	23,969
利益剰余金		
当期首残高	133,975	138,249
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
中間純利益	3,878	6,719
土地再評価差額金の取崩	249	0
当中間期変動額合計	3,336	5,928
当中間期末残高	137,311	144,177
自己株式		
当期首残高	△945	△959
当中間期変動額		
自己株式の取得	△7	△9
自己株式の処分	1	—
当中間期変動額合計	△6	△9
当中間期末残高	△952	△969
株主資本合計		
当期首残高	190,076	194,336
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
中間純利益	3,878	6,719
自己株式の取得	△7	△9
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	249	0
当中間期変動額合計	3,329	5,918
当中間期末残高	193,405	200,254
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	43,200	58,488
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△8,780	1,215
当中間期変動額合計	△8,780	1,215
当中間期末残高	34,420	59,704

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	△171
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	379
当中間期変動額合計	0	379
当中間期末残高	0	208
土地再評価差額金		
当期首残高	11,177	10,864
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△249	△0
当中間期変動額合計	△249	△0
当中間期末残高	10,927	10,864
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	54,378	69,182
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,030	1,594
当中間期変動額合計	△9,030	1,594
当中間期末残高	45,348	70,777
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	10
当中間期変動額合計	—	10
当中間期末残高	—	10
少数株主持分		
当期首残高	3,593	4,016
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	146	195
当中間期変動額合計	146	195
当中間期末残高	3,739	4,212
純資産合計		
当期首残高	248,047	267,535
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
中間純利益	3,878	6,719
自己株式の取得	△7	△9
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	249	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△8,883	1,801
当中間期変動額合計	△5,553	7,719
当中間期末残高	242,493	275,254

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	7,970	11,810
減価償却費	1,742	1,214
減損損失	153	5
負ののれん償却額	△5	△5
貸倒引当金の増減 (△)	△3,150	△1,727
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△148	—
偶発損失引当金の増減 (△)	△10	18
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	379	69
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△1	△291
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	73	△15
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△17	△5
資金運用収益	△29,377	△27,879
資金調達費用	2,390	2,198
有価証券関係損益 (△)	△534	△3,778
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	90	△218
為替差損益 (△は益)	7	△7
固定資産処分損益 (△は益)	156	58
貸出金の純増 (△) 減	△20,059	△45,271
預金の純増減 (△)	20,292	8,998
譲渡性預金の純増減 (△)	△4,414	3,516
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,617	△553
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△44	△104
コールローン等の純増 (△) 減	78,323	11,107
コールマネー等の純増減 (△)	2,328	5,930
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	2,300	1,737
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△2	△1,522
外国為替 (負債) の純増減 (△)	11	△37
資金運用による収入	29,203	29,473
資金調達による支出	△3,048	△2,397
その他	△1,401	△3,280
小計	84,822	△10,958
法人税等の支払額	△2,991	△3,535
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,830	△14,494

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△424,392	△302,593
有価証券の売却による収入	277,868	266,544
有価証券の償還による収入	85,925	146,205
金銭の信託の増加による支出	—	△1,000
有形固定資産の取得による支出	△1,367	△764
有形固定資産の売却による収入	211	177
無形固定資産の取得による支出	△86	△528
投資活動によるキャッシュ・フロー	△61,841	108,040
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△791	△791
少数株主への配当金の支払額	△2	△2
自己株式の取得による支出	△7	△9
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△800	△803
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	7
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	19,181	92,749
現金及び現金同等物の期首残高	41,764	72,798
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 60,945	※1 165,548

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 9社

主要な会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

(2) 非連結子会社

会社等の名称

滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合

滋賀の魅力発信ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社等の名称

滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合

滋賀の魅力発信ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(ハ)「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,787百万円(前連結会計年度末は23,775百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当行は、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金を打ち切り支給すること及び株式報酬型ストック・オプション制度を導入することを平成25年6月の定時株主総会において決議いたしました。このため、当行役員に対する役員退職慰労引当金を取り崩し、打ち切り支給分188百万円を「その他負債」に含めて表示しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(借主側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、一部の連結子会社において、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
出資金	341百万円	335百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	868百万円	956百万円
延滞債権額	64,033百万円	56,447百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	475百万円	285百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権	25,259百万円	25,792百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	90,637百万円	83,482百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
20,090百万円	15,996百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	158,883百万円	146,876百万円
その他資産(リース投資資産)	1,811百万円	1,528百万円
計	160,694百万円	148,405百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,925百万円	15,996百万円
債券貸借取引受入担保金	10,135百万円	11,872百万円
借入金	30,088百万円	29,534百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	36,490百万円	58,434百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	791百万円	790百万円

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	811,137百万円	801,442百万円
うち原契約が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	789,777百万円	778,861百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	45,374百万円	45,836百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	40,000百万円	40,000百万円

※12 社債は、劣後特約付社債であります。

※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	6,736百万円	6,449百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
償却債権取立益	564百万円	349百万円
金銭の信託運用益	—	218百万円
株式等売却益	61百万円	154百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	208百万円	976百万円
貸出金償却	777百万円	277百万円
株式等償却	2,125百万円	14百万円

※3 当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ)滋賀県内

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
主な用途	営業用資産1カ所	営業用資産1カ所
種類	土地・建物・動産	土地・建物・動産
減損損失額	11百万円	5百万円

(ロ)滋賀県外

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
主な用途	遊休資産1カ所	—
種類	土地	—
減損損失額	141百万円	—

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ)資産グループの概要

①遊休資産

店舗・社宅跡地等

②営業用資産

営業の用に供する資産

③共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(ロ) グルーピングの方法

① 遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

② 営業用資産

原則、営業店単位

ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング

③ 共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	1,540	17	1	1,555	(注)
合 計	1,540	17	1	1,555	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	791	3	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	791	利益剰余金	3	平成24年 9月30日	平成24年 12月10日

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	1,568	17	—	1,585	(注)
合 計	1,568	17	—	1,585	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			10	
	合 計		—			10	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	791	3	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	791	利益剰余金	3	平成25年 9月30日	平成25年 12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	61,305百万円	166,087百万円
その他預け金	△359百万円	△538百万円
現金及び現金同等物	60,945百万円	165,548百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

借主側

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

該当事項はありません。

(イ)無形固定資産

該当事項はありません。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

① リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース料債権部分	18,698	18,039
見積残存価額部分	717	766
受取利息相当額	2,117	1,993
リース投資資産	17,297	16,812

② リース債権及びリース投資資産にかかるリース料債権部分の中間連結決算日（連結決算日）後の
回収予定額
リース債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	2	2
1年超2年以内	2	1
2年超3年以内	1	1
3年超4年以内	0	0
4年超5年以内	—	—
5年超	—	—

リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	5,879	5,727
1年超2年以内	4,717	4,575
2年超3年以内	3,575	3,573
3年超4年以内	2,536	2,423
4年超5年以内	1,253	1,159
5年超	735	579

- ③ リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が以下のとおり多く計上されております。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
税金等調整前中間純利益の増加額	164	46

- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

借主側

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	9	7	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	9	7	—	1

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	9	8	—	0
無形固定資産	—	—	—	—
合計	9	8	—	0

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	1	0
1年超	0	—
合計	1	0
リース資産減損勘定の残高	—	—

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(連結会計年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(連結会計年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(連結会計年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
支払リース料	1	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	1	0
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月 30日)
1年内	16	14
1年超	41	34
合計	57	49

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) コールローン及び買入手形	158,022	158,022	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	2,957	2,957	—
その他有価証券	1,480,422	1,480,422	—
(3) 貸出金	2,822,561	—	—
貸倒引当金(※1)	△37,125	—	—
	2,785,426	2,814,806	29,379
資 産 計	4,426,829	4,456,208	29,379
(1) 預金	4,090,014	4,090,829	815
(2) 譲渡性預金	94,524	94,533	9
(3) 借入金	80,424	83,021	2,597
(4) 社債	20,000	20,291	291
負 債 計	4,284,962	4,288,677	3,714
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10	10	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(325)	(325)	—
デリバティブ取引計	(314)	(314)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) コールローン及び買入手形	147,803	147,803	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	4,014	4,014	—
その他有価証券	1,383,323	1,383,323	—
(3) 貸出金	2,867,833	—	—
貸倒引当金(※1)	△35,446	—	—
	2,832,387	2,854,307	21,919
資 産 計	4,367,529	4,389,448	21,919
(1) 預金	4,099,012	4,099,761	748
(2) 譲渡性預金	98,040	98,055	15
(3) 借入金	79,870	82,061	2,190
(4) 社債	20,000	20,186	186
負 債 計	4,296,923	4,300,065	3,141
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	92	92	—
ヘッジ会計が適用されているもの	344	344	—
デリバティブ取引計	437	437	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、ならびに、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金ならびに譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子会社の借入金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(※1)(※2)	3,118	3,084
合 計	3,118	3,084

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について14百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし該当するものではありません。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	109,718	58,455	51,263
	債券	1,244,739	1,212,706	32,033
	国債	449,736	440,315	9,421
	地方債	338,804	326,865	11,938
	社債	456,198	445,525	10,673
	その他	48,062	47,536	526
	小計	1,402,521	1,318,697	83,823
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,038	2,081	△42
	債券	52,095	52,379	△284
	国債	43,719	43,975	△256
	地方債	529	529	△0
	社債	7,846	7,874	△27
	その他	27,343	28,084	△740
	小計	81,476	82,544	△1,068
合 計		1,483,998	1,401,242	82,755

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	123,518	58,244	65,273
	債券	1,051,001	1,030,361	20,640
	国債	404,751	398,433	6,318
	地方債	281,062	273,089	7,972
	社債	365,187	358,838	6,349
	その他	32,986	32,625	360
	小計	1,207,506	1,121,231	86,274
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	1,941	2,231	△290
	債券	128,668	129,077	△409
	国債	52,495	52,735	△240
	地方債	25,082	25,200	△118
	社債	51,091	51,142	△50
	その他	48,407	49,792	△1,385
	小計	179,016	181,101	△2,085
合 計		1,386,522	1,302,333	84,189

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難のものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,125百万円(全額株式)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については中間連結決算日(連結決算日)の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	82,755
その他有価証券	82,755
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	24,172
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	58,582
(△)少数株主持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	58,488

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	84,189
その他有価証券	84,189
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	24,364
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	59,825
(△)少数株主持分相当額	120
その他有価証券評価差額金	59,704

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	109,949	68,906	110	110
	為替予約				
	売建	12,372	—	△661	△661
	買建	12,232	—	560	560
	通貨オプション				
	売建	22,953	8,139	△813	170
	買建	22,953	8,139	813	68
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	10	249

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	92,424	60,454	88	88
	為替予約				
	売建	13,820	—	△65	△65
	買建	12,876	—	69	69
	通貨オプション				
	売建	19,432	6,644	△524	173
	買建	19,432	6,644	524	△5
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	92	260

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		50,000	50,000	△264
	金利先物		—	—	—
	金利オプション その他		— —	— —	— —
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			(注) 3
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 210	— 210	
合 計					△264

(注) 1 主として、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		50,000	50,000	322
	金利先物		—	—	—
	金利オプション その他		— —	— —	— —
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			(注) 3
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 180	— 180	
合 計					322

(注) 1 主として、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建貸出金	—	—	—
	為替予約		1,334	—	△60
	その他		—	—	—
為替予約等の振 当処理	通貨スワップ		—	—	—
	その他		—	—	—
合 計					△60

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建貸出金	—	—	—
	為替予約		1,215	—	22
	その他		—	—	—
為替予約等の振 当処理	通貨スワップ		—	—	—
	その他		—	—	—
合 計					22

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	—	10百万円

2. スtockオプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 83,300株
付与日	平成25年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年8月21日～平成55年8月20日
権利行使価格	1株あたり 1円
付与日における公正な評価単価	1株あたり 528円

(注) 株式数に換算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	22,689	9,983	6,211	6,114	44,998

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	21,452	11,207	6,393	7,548	46,601

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	998.62	1,027.16
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	267,535	275,254
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,016	4,223
うち新株予約権	百万円	—	10
うち少数株主持分	百万円	4,016	4,212
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	263,518	271,031
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	263,881	263,864

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	14.69	25.46
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,878	6,719
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,878	6,719
普通株式の中間期中平均株式数	千株	263,905	263,873
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	25.46
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	22
うち新株予約権	千株	—	22
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) なお、前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに算定上の基礎については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	73,119	166,006
コールローン	158,022	147,803
買入金銭債権	9,659	8,771
商品有価証券	476	814
金銭の信託	7,780	8,998
有価証券	※1, ※7, ※13 1,485,577	※1, ※7, ※13 1,389,449
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,829,492	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,875,016
外国為替	※6 5,683	※6 7,206
その他資産	22,072	14,536
その他の資産	※7 22,072	※7 14,536
有形固定資産	※9, ※10 58,641	※9, ※10 58,132
無形固定資産	1,280	1,515
支払承諾見返	24,802	23,490
貸倒引当金	△36,042	△34,379
資産の部合計	4,640,566	4,667,362
負債の部		
預金	※7 4,094,961	※7 4,101,890
譲渡性預金	99,624	105,540
コールマネー	14,303	20,234
債券貸借取引受入担保金	※7 10,135	※7 11,872
借入金	※7, ※11 68,514	※7, ※11 68,348
外国為替	114	76
社債	※12 20,000	※12 20,000
その他負債	18,627	18,941
未払法人税等	3,114	4,355
その他の負債	15,512	14,586
退職給付引当金	15,095	15,164
役員退職慰労引当金	294	—
睡眠預金払戻損失引当金	794	779
偶発損失引当金	254	273
繰延税金負債	5,176	5,785
再評価に係る繰延税金負債	※9 8,854	※9 8,853
支払承諾	24,802	23,490
負債の部合計	4,381,554	4,401,251

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,949	23,949
資本準備金	23,942	23,942
その他資本剰余金	6	6
利益剰余金	133,809	139,325
利益準備金	9,134	9,134
その他利益剰余金	124,675	130,190
固定資産圧縮積立金	333	333
別途積立金	118,193	122,193
繰越利益剰余金	6,147	7,663
自己株式	△959	△969
株主資本合計	189,876	195,382
その他有価証券評価差額金	58,442	59,644
繰延ヘッジ損益	△171	208
土地再評価差額金	※9 10,864	※9 10,864
評価・換算差額等合計	69,135	70,717
新株予約権	—	10
純資産の部合計	259,012	266,110
負債及び純資産の部合計	4,640,566	4,667,362

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	39,349	40,207
資金運用収益	29,333	27,846
(うち貸出金利息)	22,085	21,076
(うち有価証券利息配当金)	6,997	6,553
役務取引等収益	5,237	5,367
その他業務収益	3,180	5,387
その他経常収益	※1 1,597	※1 1,605
経常費用	31,836	29,308
資金調達費用	2,330	2,147
(うち預金利息)	1,594	1,284
役務取引等費用	2,174	2,283
その他業務費用	814	764
営業経費	※2 23,173	※2 22,596
その他経常費用	※3 3,343	※3 1,515
経常利益	7,513	10,899
特別利益	3	12
固定資産処分益	3	12
特別損失	310	75
固定資産処分損	157	69
減損損失	※4 153	※4 5
税引前中間純利益	7,206	10,835
法人税、住民税及び事業税	2,248	4,296
法人税等調整額	1,413	232
法人税等合計	3,661	4,529
中間純利益	3,544	6,306

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	33,076	33,076
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	33,076	33,076
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	23,942	23,942
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	23,942	23,942
その他資本剰余金		
当期首残高	7	6
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	6	6
資本剰余金合計		
当期首残高	23,949	23,949
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	23,949	23,949
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	9,134	9,134
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	9,134	9,134
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	307	333
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	26	—
当中間期変動額合計	26	—
当中間期末残高	333	333
別途積立金		
当期首残高	112,693	118,193
当中間期変動額		
別途積立金の積立	5,500	4,000
当中間期変動額合計	5,500	4,000
当中間期末残高	118,193	122,193

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,121	6,147
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
固定資産圧縮積立金の積立	△26	—
別途積立金の積立	△5,500	△4,000
中間純利益	3,544	6,306
土地再評価差額金の取崩	249	0
当中間期変動額合計	△2,523	1,515
当中間期末残高	5,598	7,663
利益剰余金合計		
当期首残高	130,257	133,809
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
固定資産圧縮積立金の積立	—	—
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	3,544	6,306
土地再評価差額金の取崩	249	0
当中間期変動額合計	3,002	5,515
当中間期末残高	133,260	139,325
自己株式		
当期首残高	△945	△959
当中間期変動額		
自己株式の取得	△7	△9
自己株式の処分	1	—
当中間期変動額合計	△6	△9
当中間期末残高	△952	△969
株主資本合計		
当期首残高	186,338	189,876
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
中間純利益	3,544	6,306
自己株式の取得	△7	△9
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	249	0
当中間期変動額合計	2,995	5,505
当中間期末残高	189,334	195,382

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	43,179	58,442
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△8,781	1,202
当中間期変動額合計	△8,781	1,202
当中間期末残高	34,398	59,644
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	△171
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	379
当中間期変動額合計	0	379
当中間期末残高	0	208
土地再評価差額金		
当期首残高	11,177	10,864
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△249	△0
当中間期変動額合計	△249	△0
当中間期末残高	10,927	10,864
評価・換算差額等合計		
当期首残高	54,356	69,135
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,031	1,581
当中間期変動額合計	△9,031	1,581
当中間期末残高	45,325	70,717
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	10
当中間期変動額合計	—	10
当中間期末残高	—	10
純資産合計		
当期首残高	240,695	259,012
当中間期変動額		
剰余金の配当	△791	△791
中間純利益	3,544	6,306
自己株式の取得	△7	△9
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	249	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,031	1,592
当中間期変動額合計	△6,035	7,098
当中間期末残高	234,660	266,110

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,787百万円(前事業年度末は23,775百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行は、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金を打ち切り支給すること及び株式報酬型ストック・オプション制度を導入することを平成25年6月の定時株主総会において決議いたしました。このため、当中間会計期間において当行役員に対する役員退職慰労引当金を取崩し、打ち切り支給分188百万円を「その他の負債」に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	760百万円	760百万円
出資金	320百万円	315百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	850百万円	944百万円
延滞債権額	63,966百万円	56,399百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	473百万円	282百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権	25,174百万円	25,721百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	90,465百万円	83,347百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
20,090百万円	15,996百万円

- ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	158,883百万円	146,876百万円
計	158,883百万円	146,876百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,925百万円	15,996百万円
債券貸借取引受入担保金	10,135百万円	11,872百万円
借入金	28,514百万円	28,348百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	36,490百万円	58,434百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	785百万円	783百万円

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

- ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	782,984百万円	774,642百万円
うち原契約が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	761,624百万円	752,061百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	44,136百万円	44,624百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	40,000百万円	40,000百万円

※12 社債は、劣後特約付社債であります。

※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	6,736百万円	6,449百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
償却債権取立益	564百万円	349百万円
金銭の信託運用益	—	218百万円
株式等売却益	61百万円	154百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	1,035百万円	1,016百万円
無形固定資産	684百万円	179百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	21百万円	905百万円
貸出金償却	755百万円	276百万円
株式等償却	2,125百万円	14百万円

※4 以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

(イ) 滋賀県内

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
主な用途	営業用資産1カ所	営業用資産1カ所
種類	土地・建物・動産	土地・建物・動産
減損損失額	11百万円	5百万円

(ロ) 滋賀県外

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
主な用途	遊休資産1カ所	—
種類	土地	—
減損損失額	141百万円	—

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(イ) 資産グループの概要

① 遊休資産

店舗・社宅跡地等

② 営業用資産

営業の用に供する資産

③ 共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(ロ) グルーピングの方法

①遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

②営業用資産

原則、営業店単位

ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング

③共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,540	17	1	1,555	(注)
合 計	1,540	17	1	1,555	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,568	17	—	1,585	(注)
合 計	1,568	17	—	1,585	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

拠点間ネットワークシステム、電話交換機システムであります。

(イ)無形固定資産

該当事項はありません。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	99	97	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	99	97	—	1

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間（平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	9	8	—	0
無形固定資産	—	—	—	—
合計	9	8	—	0

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	1	0
1年超	—	—
合 計	1	0
リース資産減損勘定の残高	—	—

(注) 未経過リース料中間会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	8	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	8	0
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	10	10
1年超	32	26
合 計	42	37

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	760	760
関連会社株式	—	—
合計	760	760

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	13.43	23.90
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,544	6,306
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,544	6,306
普通株式の中間期中平均株式数	千株	263,905	263,873
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	23.89
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	22
うち新株予約権	千株	—	22
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

なお、前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに算定上の基礎については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成25年11月11日開催の取締役会において、第127期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	791百万円
1株当たりの中間配当金	3円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月18日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村幸彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津誠司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木朋之	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月18日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村幸彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津誠司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木朋之	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第127期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。